名古屋港管理組合議会　　令和３年６月

本会議一般質問概要

令和３年６月定例名古屋港管理組合議会が開かれ、６月８日（火）に一般質問が行われました。質問・答弁の概要は次のとおりです。

○ 岡本善博議員（市・自民）

名古屋港における新型コロナウイルス感染症への対応について

ア　新型コロナウイルス感染症の対応は、港湾機能を維持していくうえで大変重要であり、名古屋港として関係者が様々な対策に取り組んでいるが、さらに港湾機能の維持に向けて、どのような取組を行っていくのか。

答弁　国が策定した感染症に対する港湾の事業継続計画策定ガイドラインを参考に、関係機関と連携を図り、名古屋港における感染症ＢＣＰについて、官民で構成する協議会において、年内には一定の方向性をまとめていきたいと考えており、本組合は、このＢＣＰを活用し、感染拡大防止策を迅速に講じるとともに、関係者と一体となって名古屋港の港湾機能の継続をしっかりと維持していく。

イ　港湾は安定した社会生活を支える重要な基盤であることから、港湾物流企業の従業員、名古屋港管理組合職員やガーデンふ頭の各施設で働く従業員への職域接種について、どのように考え、対応していくのか。

答弁　港湾物流企業には、国から職域接種に係る意向調査がきており、名古屋港運協会でも取組の対応を詰めているところであるが、本組合としては接種会場などについて協力を行っていく。

また、港湾関係者と接する機会の多い本組合職員も、港湾機能を維持していくために、港湾関係者及び地域住民の理解のもと、本組合産業医と相談のうえ、接種について愛知県と調整していきたい。

名古屋港水族館等の指定管理者である公益財団法人名古屋みなと振興財団では、来館者や従業員の安全安心や生き物の飼育業務維持のため、同財団産業医の協力を得ながら速やかに接種したいと考え、現在、愛知県と調整している。その他の親しまれる諸施設の従業員の接種についても、対応の考え方を確認していきたい。

ウ　コロナ禍における指定管理者選定作業は、応募者、選定者にとって負担が大きく、

また、応募者や選定者の中で感染者が発生した場合、施設の維持管理や運営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、感染状況が落ち着くまでの間、選定を延期すべきではないかと考えるがどうか。

答弁　選定を予定していた施設については、令和３年度末に指定期間が満了する施設であり、募集にあたっては、令和２年度の感染症の影響を明確に示し、リスク分担の考え方も明らかにしたうえで、手続を行う予定をしていたが、今後の感染状況も不透明であり、職員の感染により業務が停止する等、リスクが完全に払拭できている状況下ではないことから、選定手続に再度検討を加えていき、議会には、検討の後、改めて説明したうえで、対応を図っていきたい。

○ 江上博之議員（市・共産）

稲永ふ頭で発生した金属スクラップ火災について

ア　今回、火災が起きた金属スクラップ置場では、これまでにも同一箇所で複数回火災が発生しており、直近の平成２８年１０月２７日から約４年半の間、この置場の利用者に対し、管理組合としてどのような対応を行い、利用者は何を行ってきたのか。そして、今回の火災について、何が問題であったと考えているのか。

答弁　本組合の対応としては、消防機関との情報共有や文書による注意喚起、港湾施設の巡視の際に火災予防対策の実施について注視してきた。利用者の対応としては、名古屋市消防局が作成した火災予防対策のリーフレット等に基づく安全対策を行い、また従業員を２４時間配置し監視を継続してきた。

なお、今回の火災原因は、いまだ調査中と聞いている。

イ　平成２６年、当時の日本共産党の山口清明議員が、過去の火災について１１月定例会において質問しており、分別の徹底及び集積の小分けなどについて巡視時などに要請していると、港営部長が答弁しているが、分別の徹底を実現するために、平成２６年１１月定例会以後何を行ってきたのか。

答弁　平成２５年の弥富ふ頭でのスクラップ火災を契機として、海部南部消防組合との合同立入検査を弥富ふ頭などの事業者に実施しており、分別の徹底については繰り返し利用者に呼びかけている。

また、平成２６年から名古屋市消防局の主催による金属スクラップ火災予防対策会議が過去４回開催されており、これを受けて本組合では、同局が作成した火災予防対策のリーフレットの事業者への送付を継続し、同局との合同立入検査を稲永ふ頭、空見ふ頭及び中川運河の事業者に実施してきた。

ウ　金属スクラップ火災予防対策会議が、平成２８年１１月の第４回以降なぜ開催され

ていないのか。

答弁　金属スクラップ火災予防対策会議では、緊急連絡体制の確立、火災予防対策のリーフレットを添付した文書による注意喚起、防火指導などを定め、利用者に周知を図ってきたことから、その後、会議は開催していないが、継続してスクラップ事業者の緊急連絡先の更新情報の共有をはじめ、消火活動に関する協力体制の確認等を行っている。

エ　消防法では規制基準がない中で、弥富ふ頭の管轄となる海部南部消防組合は指導基準を作っているようだが、なぜ管理組合は独自に基準を作らないのか。

答弁　消防法では規制基準がないものの、海部南部消防組合では指導基準、名古屋市消防局では火災予防対策のリーフレットを作成しており、本組合はそれに沿った対応を利用者に要請している。

オ　今回の火災を受けて、管理組合として何を行うのか明らかにしなければならないが、今後、どのような方策を火災防止のために行うのか。

答弁　消防機関によると、リチウム電池、バッテリー等は発火する可能性が高いとされており、これらの物品を含む雑品スクラップに対しては、特に注意を払い、当該事業者に対しては、今後、消防機関の指導・助言を受けながら出火の危険性が高い物品を取り除いた状態で荷さばき地へ搬入するよう要請していく。

カ　今回のように分別されていない金属スクラップは、どこの国に輸出されているのか。また、以前から見ると輸出国に変化があるのか。

答弁　令和２年の港湾統計において、金属くずの輸出相手国は上位から、韓国、マレーシア、ベトナム、タイ、中国の順となっている。

一方、平成２８年は中国、韓国、インドネシア、ベトナム、台湾の順となっており、平成３１年以降、中国が雑品スクラップの輸入を禁止してから中国への輸出量が減少し、東南アジアの国々への輸出量が増加している。

○ 再質問

利用者に様々な周知を図ってきた中で、同一場所で火災が発生したことについて、管理組合として周知後の対策で何が不足し、不足はどうして生じたと考えているのか。また、今後、危険性が高い物品を取り除いた状態で荷さばき地へ搬入するよう要請するとのことだが、利用者への要請とともに、管理組合として再発防止のために何を行っていくのか。

答弁　今回の火災について、名古屋市消防局からはまだ原因を調査中であると聞いており、結果が判明した時点で、今後何を行っていくべきかを確認をしていきたい。

本組合は、これまでの火災においても、リチウム電池等が出火の危険性が高い物品

と指摘されており、今回の火災を発生させた事業者には、これら危険性の高い物品を荷さばき地内に持ち込ませないように要請し、同局には金属スクラップ火災予防対策会議の再開を求め、今後の再発防止策に繋げていきたい。

また、港内のスクラップ事業者に対して、改めて安全対策の周知徹底を行い、対策の履行確認のため定期的な立入調査を行っていく。